

【質問事項】

医療分野における価格決定メカニズム（中医協の在り方）の見直しについて

医療の診療報酬、薬価、医療材料価格は、現在、中央社会保険医療協議会（以下、中医協）における審議により決定されている。中医協に対しては、その決定過程の不透明さ、委員構成のあり方等について予ねて問題点が指摘されている。

現在、中医協のあり方等については、中医協内部で議論・検討がなされているものの、公正な議論を行うためには、第三者、とりわけ国民の意見を反映すること、また、国民の視点から検証することが不可欠であり、抜本的な見直しが不可避である。

そもそも年間約 30 兆円の医療費財源は、国民が拠出した保険料と税金であり、そうした貴重な財産の配分を審議するのに相応しい機関であるのか、また、公正な審議とその監督が行える体制がとられているのかが問われなければならない。

また、保険適用の対象は、本来、国民自身（患者）が決めるべき問題であり、その意思決定の権限を委ねられる機関は公平性の堅持に意を用いるべきである。以上を踏まえ、下記の事項について貴省の見解を示されたい。

記

中医協の所掌事務及び組織について、国民にもわかりやすい資料を提出されたい。また、診療報酬、薬価、医療材料価格に関する審議手続きの現状について具体的かつ詳細に説明されたい。

我が国の医療は病院が担うところが大きく、事実、医師の約 65% は病院の勤務医であり、国民医療費も一般診療所に比べ病院に対する配分の方が多い。それに比し、中医協の委員構成においては開業医に比べて病院の医療従事者の割合が少ない。

中医協は、保険料を支払う保険者側（1号委員）と、それを受けとる医療提供側（2号委員）が公益委員（3号委員）の監視の下、医療費の配分を議論し、調整する場と承知するが、現在、医療の提供に大きな役割を果たしている病院関係者が少ない現在の委員構成は、現在の我が国の効率的な医療サービスの提供に必要な体制を反映していないと考えるが、貴省の見解を示されたい。

従来の医療の供給者側に偏った運営方針を抜本的に改め、患者や医療の潜在的な消費者である一般国民の声を反映できるような仕組みを設けることや外部監査機能を設けるなど、公平性を堅持するための措置を講じるといった考え方について、貴省の見解を示されたい。

診療報酬に関しては、恣意性を排除し、データに基づいた科学的な根拠に基づき決定すべきと考える。本年 10 月 6 日の中医協全員懇談会においても同様な指摘がなされていると承知するが、貴省の見解を示されたい。また、価格決定後の事後評価が必要であると考え、その点についても貴省の見解を示されたい。

以上